

組合員の 給与と処遇!

職場環境の改善を求めて!

令和7年5月28日(水)

第4回局長交渉




発行所
中央区築地5-3-1
東京国税局内509号室
東京国税労働組合
☎ 03 (3524) 0309
E-mail union@kokuzei-
tokyo.org
URL https://www.
tkoku.org/
発行人 川口 将史
編集人 横山 剛士

組合員のみなさん、おはようございます。
国税東京は、令和7年5月28日(水)に星屋局長と今期最後となる交渉に臨みます。
本交渉に先立ち、「令和8年度予算概算要求に関する要求書」を星屋局長に手交します。

本交渉では、令和8年度予算概算要求をはじめ国税東京組合員の処遇改善、確定申告期の評価や来事務の週休日対応の廃止等を訴えるとともに、各支部組合員等から頂いた問題点を「職場の声」として当局に要求します。

本号では、去る2月6日に行われた第3回局長交渉の結果についても掲載しております。ぜひご覧ください。



主要交渉議題

- 1 委員長所信
 - (1) 令和8年度予算概算要求
 - (2) 全世代が納得いく賃上げ水準の獲得に向けて
- 2 給与水準の引上げ
- 3 確定申告事務
 - (1) 令和6年分確定申告の評価
 - (2) 申告書等控えに收受印を押ししない旨の案内リーフレット廃止について
 - (3) 確申会場情報の早期展開
 - (4) 週休日対応の廃止
- 4 事務運営について
 - (1) センター化に伴う準備の負担軽減について
 - (2) 令和7事務年度の事務計画
- 5 国税東京組合員の処遇改善
- 6 定期人事異動
 - (1) 地域手当低支給率署から異動
 - (2) 寮・宿舎の確保
- 7 その他
 - (1) ハラスメントの根絶
 - (2) メンタルヘルス向上
 - (3) 旅費事務について

第3回局長交渉結果号

去る2月6日に、星屋局長との今期3回目となる局長交渉を実施しました。

本号では、第3回交渉内容の内、主要な議題を掲載しております。交渉の全文は当組合のHPに掲載しておりますので、全てを知りたい方はHPへアクセスをお願いします。



国税東京HP

1 KSK2導入後の事務について

【組合】

KSK2導入以後は、納税者管理について整理番号を廃止して、個人番号、法人番号により行うこととなるため、整理番号への個人番号、法人番号のひも付け作業のほか、紙ベースで保存している文書への個人番号、法人番号の表示などの作業が発生することが考えられる。

当該事務の実施は事務運営に多大な影響を及ぼすことから、適切に事務量を見積もり、それに見合った人員を配置するとともに、事務計画に反映させるように指示すること。

【局長回答】

KSK2移行後は、これまで納税者の管理に使用していた整理番号を廃止し、原則として、共通番号を用いて管理することとなる。

その上で、KSK2へのデータ移行に当たっては、既存システム内で整理番号と共通番号がひも付いている納税者は、共通番号に置き換え、ひも付いていない納税者は、新たに国税独自の「部内番号」の付番を機械的に行うこととしており、職員による作業は基本的に不要となる方向で国税庁において準備を進めていると聞いている。

また、現在、各署において紙ベースで保

存している文書について、基本的には共通番号を表示する作業は発生しないと聞いている。

なお、事務計画の策定に当たっては、前提となる基本的な考え方や重点課題の意義を職員へ確実に説明するとともに、それぞれの立場から意見交換を行い、その中で職員の建設的な意見等も参考に、各署及び業務センターの実情に即した事務計画を策定するよう指示しているところである。

いずれにしても、KSK2への移行に伴い生ずる事務については、特定の者に負担が偏らないよう配慮してまいりたい。

【組合】

センター化に関する取組やKSK2導入については、国税庁が主導となって準備が進められていることは承知しているが、詳細が決まるのが遅いと考えている。

我々国税東京は、国税労組を通じて、国税庁へ早期情報開示を訴えていくので、当局からも庁に対し、前広に情報開示をしていただくよう強く申し入れていただくようお願いしたい。

2 税大東研の早期建替えについて

【組合】

税務大学校東京研修所について、昨年の話になるが、渡り廊下の石膏ボードの

落下、冷暖房設備の故障等、研修生の研修生活に重大な影響を及ぼす不具合が発生した。不具合については当局が速やかに対応した結果、使用可能になったと聞いており、早速の対応には感謝申し上げます。

しかしながら、こういった不具合は老朽化によるものであることから、過去から当組合が強く訴えている早期の建替えを要求する。

また、そのための予算を獲得するため、関係機関へ強く働きかけること。



【局長回答】

税務大学校東京研修所について、今事務年度、私も実際に視察したところであり、建物の経年劣化が相当程度進行していることは認識している。

東京研修所の施設等の整備については、税務大学校で検討すべき事項であるが、研修生の健康管理や研修環境の整備は、人材確保の観点からも重要であると考えていることから、施設等の再整備の必要性を、機会を捉えて国税庁や税大本校に伝えていきたい。



答弁する星屋局長

【組合】

このよ
うな敵し
い環境の
中で、研
修を続け
るのは非
常に困難
であり、
健康や研
修効率にも大きな影響を与えてい
ます。



議題を述べる川口書記長

研修生が安心して研修に集中で
きる環境を整えることは、今後の
税務行政を担う人材を育成するた
めには必要な条件だと考えてい
ます。

ここで、その問題となった不具
合を体験した普通科83期生からの
声を2つ聞いていただきたい。

《1つ目》

冬に暖房設備に不具合があった
時の話です。

冬の寒い時期に暖房設備が壊
れ、その間、研修生全員が寒さに
耐えながら生活を続けなければな
らない状況でした。

まず部屋に備えつけのある湯た
んぼで暖を取ることから始めまし
たが、それだけでは当然追いつか
ず、後日、ホッカイロや電気毛布
が配付されました。

教育官室にあったヒーターが貸
し出されることもありましたが、
台数が限られており、多くの研修
生は使用できませんでした。

静粛時間中の勉強は特に辛く、
とにかく寒さが身にしみました。
手がかじかみ、ペンを持つのも

やっとの状態で、勉強に集中でき
る環境ではなかったため、机の下
に湯たんぼを置いて、その上に毛
布をかぶせて簡易的なこたつを作
り、手が冷えて動かなくなると、
こたつに手を入れて温め、なんと
か勉強していました。

《2つ目》

火災報知器の誤作動について
です。

火災報知器の誤作動時期は集中し
ていた。時間帯は夜中。2日に1回
のペースで鳴り、ひどい時は1日に
3回も鳴ることがありました。

しかし、報知器が鳴った際に宿
直担当からは、「何も問題はない」
との放送が入るだけで、原因の説明
はありません。その当時コロナに罹
患し隔離されていたため、何も説
明がなかったことに対し、非常に
不安に感じて過ごしていました。



3 令和6年分確定申告

令和6年分確定申告について、
次の要求を行いました。

(1) 業務センター及び署の実情に応
じた弾力的かつ効率的な挙署一体
体制が構築されるよう、指示徹底
を行うこと。

(2) 週休日対応について、①勤務が
困難な職員への配慮、②週休日の
振替、③確実な休暇取得、④平日
の要員不足回避、以上の点につい
て必ず配慮すること。

(3) 適正な勤務時間の割振りを行
い、休憩時間と休憩場所の完全確
保を徹底すること。

また、連日にわたる長時間の超
過勤務は行わせない。やむを得
ず超過勤務命令を行う場合に
は、明確な命令の下、長時間と
ならないよう配慮し、超過勤務
手当を確実に支給すること。

(4) 健康診断を確実に受診させる
など、非常勤職員を含めた職員
の健康管理に万全を期すよう現
場の管理者に指示・徹底する
こと。

(5) 確定申告期限後も繁忙期は続
くことから、業務センター及び
署において十分な事務量を確保
すること。

また、超過勤務手当及び非常
勤職員等の予算も含め、現場の
実態に即した十分な予算措置を
講ずること。

職場の声①
GSS端末導入後、統括官等
の確認業務負担について



練馬西支部 手嶋執行委員

令和8事
務年度を迎
えると、職
員の所有す
るGSS端末
末により、
できる事が
増え、事務
が効率化さ
れることが期待されます。

これはとても素晴らしいことでは
ありますが、その一方で現場では、
統括官による確認業務などが増加し
て、職員負担が増加するのではない
かと不安が広がっています。

例えば、外部へメールを送信する
際、現状は相手先や送信目的、添付
ファイルの内容などを所定の様式に
記載の上、決裁を都度受けることに
なり、GSS端末が配備され、調
査・徴収担当者が外部とメールする
頻度が上がれば上がるほど、統括官
の確認作業の負担が大きくなる懸念
があります。

セキュリティ
規程等の見直し
をされる時に
は、職員負担が
増加することが
ないよう検討を
よろしく願ひ
します。



職場の声② 照会文書システムの 金融機関登録情報について



豊島支部
執行委員
鳥山 豊

システム改善要望でもあげている事項ではあります。現場では困っているところもあり、このシステムは、金融機関との調整結果を反映する必要があり、月1回、データベースを更新します。その際、一部の銀行について、前月までは記載されていた支店名や住所データがすべて削除され、集中センターの住所のみが登録されていることがあります。

近年、各金融機関もセンター化されており、口座の復元や全店照会の際には集中センターへ照会文書を送付することが一般化しています。しかし、貸金庫の開閉記録など支店では確認できない事項を照会する場合には、該当する支店宛に直接送付してほしいとの回答が銀行窓口で示されています。そのため、現場では照会文書の宛先となる支店住所を調べ、システムに手入力して作成する必要がありますが、事務量の増加や入力ミスによるヒューマンエラーのリスクが高まっています。

また、一部の金融機関ではブルダウンの選択肢に「(株)〇〇銀行」と「〇〇銀行」の二通りが表示され、「(株)〇〇銀行」を選択すると支店情報が登録されておらず、宛先一覧に表示されないため、照会先がないと誤認する可能性があります。そのため、「〇〇銀行」を選択すれば各支店に照会文書を送付できる旨の注意書きを表示していただければ、誤認を防ぐことができますと考えます。

したがって、当該システムのデータベースから支店情報を削除しないこと、ミスなく効率的に照会文書を作成できるようにしていただきたいと考えております。送付先を間違えるリスクについては、金融機関照会サイトの「照会文書送付先一覧」を確実にチェックし、発送前に統括官等によるダブルチェックを徹底することで解決できると考えております。

現場も事務の効率化については常に意識を高く持っておりますので、そのニーズをぜひともすくい上げていただきたいと思います。ご検討のほどよろしくお願いたします。



職場の声③ 翻訳機の導入検討について

近年外国人の来署者が増える傾向にあり、窓口では「日本語が理解できる者と一緒に来署してください」といった一般的な言い回しを自身のスマホで検索してそれを提示したり、語学に堪

能な職員に対応を依頼したり、といった対応をしております。

特に語学に堪能な職員へ対応を依頼することは、特定の職員に過剰な負担がかかる懸念があります。こうした負担を軽減するため、「翻訳機」が有効ではないかと考えております。過去、いくつかの署において試行されてきたと記憶しておりますが、実用化されておりません。近年は、安価な製品もありますので、再度検討のほどよろしくお願いたします。



甲府支部
執行委員
田口 徹



最新情報は
LINE 公式アカウント!



ぜひご登録ください!
加入申込みもできます。



勝ち取り3つ目! 「翻訳機の配備」が実現!

第3回局長交渉にて、翻訳機導入の必要性を訴えたところ、**18支部に携帯用翻訳機が配備**されることになりました。

対象となる支部には、「携帯用翻訳機の配備について」(5月20日付事務連絡)が発遣されています。

※ 配備時期:5月28日(水)

